事業番号

0013

	東日	本大震災復 男 (平成23年						(国土3	交通省)	
事業名	小笠原諸島振興開発事業に必要な経費 (小笠原諸島振興開発事業費補助)			担	当部局庁	庁 国土政策局			作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	昭和44年度			担	当課室	特別地域振興官			特別地域振興官 安栖 宏隆		
会計区分	一般会計				施策名	42 離島等の振興を図る					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	小笠原諸島振興開発特別措置法 第6条				する計画、 通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	小笠原諸島振興開発特別措置法、国が策定した小笠原諸島振興開発基本方針及び東京都が策定した小笠原諸島振興開発計画に基づく各種振 興開発事業を実施すること等により、小笠原諸島における基礎条件の改善並びに特性に即した振興開発を図り、あわせて、帰島を希望する旧島民 の帰島を促進していくもの。										
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	東京都が実施する産業基盤施設の整備に対し国庫補助を行い、地域の自立的発展並びに島民の生活の安定及び福祉の向上を図る。東南海・南海地震等の発生に伴う津波の影響による既設防波堤の被災を未然に防ぐため、既設防波堤の改良(補強)を実施する。 ①産業基盤施設等整備費補助 ・港湾整備(9/10)、農業・水産業基盤整備(9/10)										
実施方法	□直接実施 □]業務委託等	■補	助	□貸付	口その他					
23年度予算額	当初 第 1 次補正		第2》	欠補正	第 3 次補正		計	t			
(単位:百万円)	1, 240	-	- ! -L		-	532			1, 772		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位 23年度 (2	_但 25年度)	_ 	動指標	活動指標		単位	23年度	度活動見込	
	小笠原村の総人口	人 2397	2500	※上段('ウトプット))書きは予算措 責に係る見込み		筐		(2	
単位当たり コスト	260	6,040(千円/1箇月	出根拠								
		4	業所管	部局に	よる点検						
項目					内容						
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「東日本大震災からの復興の基本方針」における。「(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり⑤今後の災害への備え(N)国土の防災性を高める観点から、「逃げる」という視点も含め、ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土公造への再構築を図るとともに、そのための広域的な国土政策の検討、見直しを行う。」に沿ったものである。						
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					今回の東日本大震災では、父島において最大1.8mの津波を観測し、 車両が水没する被害が発生したところであり、大規模地震の発生に伴う 津波の影響による被災を未然に防ぐためには、防波堤の改良等を早急 に整備をすすめなければならない。						
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						防波堤の改良等を整備することにより、津波対策に資するものである。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					事業開始前に、国土交通省における新規事業採択時評価を行っており、小笠原諸島振興開発計画等に適合し、「シビルミニマムとして必要であること。または他地域並みの水準を確保すること。 村内自己完結性を確保すること。 リダンダンシーを確保すること。 シき具体的に明らかにし、施設の規模は、想定津波波力に対する現況防波堤が満足できる耐力とし、背後のサンゴ礁群に影響しない範囲内での構造とされている。						
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						振興開発事業の一環とし するものである。	して整備	帯してきた	き事業でな	あり、東京都	
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					小笠原諸島振興開発特別措置法、国が策定した小笠原諸島振興開発基本方針に基づいて、東京都が策定した「小笠原諸島振興開発計画」において、「東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策として既存防波堤施設の強化を図る。」と明記されている。						
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					補正予算が成立次第、当初予算における事業に引き続き実施する予定である。予算の施行状況については、毎月の契約状況報告及び四半期との実施状況報告を徴しているほか、計画との乖離がある場合は必要に応じて直接聞き取り等を行うことにより把握している。本事業は、東京都に対する補助事業であるため、支出先である東京都の申請に基づき、国は補助金の交付を決定している。 国は、補助金の交付を決定する際に工事設計書等により使途を把握するとともに、東京都は事後に完了検査を実施し、国は、事業目的に沿った効果的な使われ方になっていることを確認している。						

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み を記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正××(円/))」などと記入すること。 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。